

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第24号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和58年新潟市規則第57号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「秋葉営業所長」の次に「、管路設計室長」を、「事務所長補佐」の次に「、出張所長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。